

令和2年2月14日

令和2年 第1回
組合議会（定例会）会議録

令和2年2月14日（金）南河内環境事業組合議会第1回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

1	番	議	員	村	井	浩	二	君	
2	番	議	員	駄	場	中	大	介	君
3	番	議	員	三	島	克	則	君	
4	番	議	員	奥	村		亮	君	
5	番	議	員	浦	尾	雅	文	君	
6	番	議	員	北		好	雄	君	
7	番	議	員	松	尾		巧	君	
8	番	議	員	西	川		宏	君	
9	番	議	員	吉	年	千	寿	子	君
10	番	議	員	辰	巳	真	司	君	
11	番	議	員	遠	藤	智	子	君	
12	番	議	員	京	谷	精	久	君	
13	番	議	員	浅	岡	幸	晴	君	
14	番	議	員	田	村		陽	君	

説明のための出席者は、次のとおりである。

管	理	者	富	田	林	市	長	吉	村	善	美	君						
副	管	理	者	河	内	長	野	市	長	島	田	智	明	君				
副	管	理	者	大	阪	狭	山	市	長	古	川	照	人	君				
副	管	理	者	河	南	町	長	武	田	勝	玄	君						
副	管	理	者	太	子	町	長	浅	野	克	己	君						
副	管	理	者	千	早	赤	阪	村	長	松	本	昌	親	君				
副	管	理	者	副	市	長	富	田	林	市	副	市	長	置	田	保	巳	君
監	査	委	員							清	井		浩	君				

事務局	局長	浅川 浩 君
事務局	理事兼第1清掃工場長	山本 典生 君
事務局	次長兼第2清掃工場長	松本 隆 君
事務局	次長代理兼総務企画課長 (会計管理者)	西尾 順治 君
事務局	資源再生センター所長	道旗 幸司 君
書記	総務企画課主幹	辻 彰 君

議事日程は、次のとおりである。

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	承認 第1号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
日程第4	議案 第1号	令和元年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第2号)
日程第5	議案 第2号	令和2年度南河内環境事業組合一般会計予算
日程第6	監査報告 第1号	例月出納検査の結果報告について (令和元年度 10月・11月・12月分)

(開会 午後 2 時 4 4 分)

議長 (駄場中 大介君)

お待たせを致しました。

本日は、定例会を招集されましたところ、議員の皆様には御多用にかかわりませず、御出席を頂きまして、ありがとうございます。

それでは、只今から令和 2 年第 1 回南河内環境事業組合議会定例会を開会致します。

只今の出席議員は 1 4 名で、定足数に達しております。

それでは、議事に入ります前に、管理者より御挨拶を頂きます。

吉村 管理者。

管理者 (吉村 善美君)

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和 2 年第 1 回南河内環境事業組合議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員の皆様方には、何かと御多用にもかかわりませず、御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また、平素より本組合の事業の推進に、格別の御理解と御協力を賜り、まことにありがとうございます。

さて、組合のごみ処理施設、し尿処理施設につきましては、現在のところ、安定した処理を行っているところでございますけれども、今後も、周辺環境に十分配慮を致しますとともに、適宜、必要な施策も行いながら、安全・安心な施設運営に努めて参りますので、よろしくお願い致します。

さて、今期定例会で御審議頂きます案件は、条例案件が 1 件、補正予算が 1 件、令和 2 年度予算が 1 件、監査報告が 1 件の計 4 件でございます。

各案件につきましては、のちほど提案説明を申し上げますので、よろしく御審議のうえ、原案どおり御賛同賜りますように、お願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせて頂きます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名について、本件は組合議会会議規則第81条の規定により、議長において指名を致します。6番議席の北好雄議員、7番議席の松尾巧議員の両議員にお願いを致します。

続きまして、日程第2、会期の決定についてをお諮り致します。

会期は、本日1日とすることに、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定致しました。

次に、日程第3、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

只今上程されました、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

議案書1頁をお願い致します。

まず、提案の理由でございますが、令和元年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与関係法が令和元年11月に成立したことを受け、管理市であります富田林市におかれましては国に準拠し、令和元年12月市議会において関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱い致したく、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和元年12月23日付

で専決処分させて頂きましたので、同条第3項の規定に基づき、本日ここに御報告を申し上げ、御承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、議案書2頁をお願い致します。第1条では、一般職の職員について人事院勧告に基づく国家公務員の関係法に合わせ、令和元年12月支給分の勤勉手当の支給割合を現行の0.925か月分から0.05か月分引上げ0.975か月分に改め、年間支給割合を1.9か月分とするものでございます。

次に、別表の改正でございますが、一般職給料表を国の改定に準じまして、主に30歳代半ばまでの職員が在籍する号給の改定で、平均で約0.1%の引き上げを行うものでございます。

6頁をお願い致します。第2条では、一般職の職員について令和2年4月以降の勤勉手当の支給割合を6月、12月支給分ともに0.95か月分に改めるものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定については令和2年4月1日から施行致します。また、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用するものでございます。

また、附則第2条は給与の内払いを、附則第3条は規則への委任をそれぞれ規定するものでございます。

以上で、承認第1号の提案の理由並びに内容の御説明とさせて頂きます。何とぞ、よろしく御審議のうえ、原案どおり御承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりました。それでは質疑をお受け致します。

（質疑なし）

これをもって質疑を終結致します。

それでは、承認第1号についての討論に入ります。

(討論なし)

これにて討論を終結致します。

これより、承認第1号を採決致します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、議案第1号、令和元年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第2号)を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長(浅川 浩君)

只今上程されました、議案第1号、令和元年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、第2清掃工場基幹的設備改良事業並びにフェニックス埋立処分場の災害復旧に伴う残滓処理事業につきまして、各事業費の確定によります補正及び職員人件費の補正並びに業務委託の債務負担行為の補正でございます。

その内容を御説明させていただきます。

議案書の 7 頁をお願い致します。まず、第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8 3 7 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2 3 億 7, 3 4 6 万 9 千円に、また、第 2 条で継続費の補正、第 3 条で債務負担行為の補正、第 4 条で地方債の補正をそれぞれお願いするものでございます。

1 0 頁をお願い致します。第 2 表、継続費補正、1. 変更の場合、款 3. 衛生費、項 1. ごみ処理費、事業名、第 2 清掃工場基幹的設備改良事業につきましては、令和元年 8 月 1 9 日に締結致しました本事業の工事請負契約等に伴い、総額を 2 6 億 2, 1 5 1 万 3 千円から 2 5 億 1, 1 3 0 万円に減額し、年割額もそれぞれ変更するものでございます。

次に、第 3 表、債務負担行為補正、1. 追加の場合、事項 1. 測定業務料（第 1 清掃工場・第 2 清掃工場・資源再生センター）につきましては、令和元年度末をもって契約期間が満了となりますことから、令和 2 年 4 月 1 日から 3 か年分の業務開始に備えまして、事前の準備行為であります入札、契約も含めまして、債務負担行為を計上させて頂くものでございます。期間は契約締結日から期間満了まで、限度額は 1 億 1, 2 1 2 万 2 千円でございます。

この業務の内容は、第 1 清掃工場・第 2 清掃工場では、排ガス及び水質の測定や、焼却灰、ごみ質の分析、周辺環境測定等の業務を行うもので、資源再生センターでは、水質測定、肥料の分析などの業務を行うものでございます。

1 2 頁をお願い致します。次に、第 4 表、地方債補正、1. 変更の場合でございますが、1. 第 2 清掃工場基幹的設備改良事業につきましては、契約に伴い工事費等の起債限度額を 2, 6 5 0 万円に減額変更するものでございます。また、2. 残滓処理事業（災害復旧）につきましては、残滓処理のため大阪沖埋立処分場等の災害復旧負担金の支出に伴う起債の限度額を 7 5 0 万円に増額変更するものでございます。

次に 1 8 頁をお願い致します。歳入歳出の内容につきまして事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。また、財源につきましても同時に御説明申

し上げます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費、10万1千円の増額につきましては、普通退職者1名の退職手当で、財源は繰入金でございます。

次に、款 3. 衛生費、項 1. ごみ処理費、目 4. 残滓処理事業費、498万6千円の増額につきましては、大阪湾広域埋立処分場災害復旧事業費確定に伴う負担金で、財源は地方債の増額と繰入金の減額でございます。これはフェニックス埋立処分場の災害復旧事業によるもので、平成30年9月の台風21号等の被災により、神戸沖、大阪沖、尼崎沖などの埋立処分場及び各搬入基地において被害を受けたことによる災害復旧費等でございます。主な復旧工事と致しましては、神戸沖、大阪沖処分場の埋立用機械設備復旧工事や、尼崎基地、大阪基地などの施設復旧工事となっております。

次に、目 6. 第2清掃工場基幹的設備改良事業費、1億1,346万5千円の減額につきましては、令和元年8月に工事請負契約等締結し、また電力供給安定化対策負担金事業は電力事業者が実施することから、本事業の全体事業費及び本年度事業費の確定に伴い、減額補正を行うものでございます。減額の財源区分は、地方債及び繰入金でございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。戻りまして、16頁をお願い致します。

款 5. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 施設整備積立基金繰入金、1,907万9千円の減額につきましては、第2清掃工場改良事業関係、残滓処理事業関係の事業費確定に伴います減額補正でございます。

次に、目 2. 退職手当積立基金繰入金、10万1千円の増額につきましては、退職者1名の退職手当の財源で、ごみ処理、し尿処理関係の内訳は節区分の記載のとおりでございます。

次に、款 8、項 1、目 1. 組合債、8,940万円の減額につきましては、第2清掃工場基幹的設備改良事業、残滓処理事業の事業費確定に伴う地方債の補正でございます。

以上で、令和元年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりました。これより質疑をお受け致します。

（質疑なし）

それではこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（討論なし）

これにて討論を終結し、これより採決を致します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、令和元年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計予算を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

置田副管理者副市長。

副管理者副市長（置田保巳君）

只今上程されました議案第2号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計予算につきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。恐れ入

りますが議案書 21 頁をお願い致します。

まず、第 1 条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ、35 億 380 万 5 千円と定めております。

記載はございませんが、前年度に比べまして、10 億 2,626 万円の増額となっておりますが、これは主に、第 2 清掃工場基幹的設備改良事業におきまして、令和 2 年度に本格的な工事の実施を予定していることによるものでございます。

第 2 条は継続費、第 3 条は地方債、第 4 条は一時借入金、第 5 条は歳出予算の流用についての条項でございます。

22 頁をお願い致します。第 1 表、歳入歳出予算の歳入と致しまして、款 1. 分担金及び負担金から、款 8. 組合債までの款、項の金額は記載のとおりでございます。

次に 23 頁をお願い致します。歳出でございますが、款 1. 議会費から款 5. 予備費までの、款、項の金額につきましても、記載のとおりでございます。歳入歳出それぞれ合計は 35 億 380 万 5 千円となっております。

24 頁をお願い致します。第 2 表、継続費ですが、款 3. 衛生費、項 2. し尿処理費、事業名、資源再生センター基幹的設備改良事業につきましても、総額 9 億 9,000 万円とし、年割額は記載のとおりでございます。次に、第 3 表、地方債でございますが、1. 第 2 清掃工場基幹的設備改良事業につきましても、限度額 6 億 3,130 万円とし、また、2. 残滓処理事業は、限度額 780 万円、3. 資源再生センター基幹的設備改良事業は、限度額 2,520 万円とするもので、起債の方法、利率、借入先、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、26 頁以降の歳入歳出予算事項別明細書によりまして、内容の御説明を申し上げます。

まず、財源を含めまして歳出のほうから御説明を申し上げます。

36 頁をお願い致します。

款 1. 議会費は、381 万 3 千円。前年度比 15 万 5 千円の減でございます。

す。財源はすべて一般財源でございます。表頭の本年度の財源内訳に表記しております一般財源は、市町村からの分担金でございます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費は、6,551万3千円の計上で、前年度比3,457万6千円の減でございます。主に職員数あるいは退職手当の減による人件費の減額によるものでございます。財源は繰越金等と一般財源でございます。

38頁をお願い致します。目 2. 財産管理費は、16万4千円。前年度比1万3千円の増でございます。目 3. 公平委員会費は、前年度と同額の7万2千円の計上でございます。目 4. 監査委員費も、前年度と同額の16万8千円の計上でございます。目 5. 環境啓発費は、120万9千円の計上で、前年度比8千円の減でございます。財源は、目 2 から目 5 まですべて一般財源でございます。

40頁をお願い致します。総務費の合計と致しまして、6,712万6千円。前年度比3,457万1千円の減となっております。

次に、款 3. 衛生費、項 1. ごみ処理費、目 1. 第1清掃工場業務管理費は、7億8,069万5千円。前年度比1,159万円の減で、主に需用費、工事請負費等の減と委託料等の増によるものです。財源は、基金繰入金、繰越金、ごみ処理手数料等と一般財源でございます。

次の42頁をお願い致します。目 2. 第2清掃工場業務管理費は、6億538万4千円。前年度比2,273万6千円の増で、主に退職手当等人件費及び委託料の増と、需用費、工事請負費等の減によるものでございます。財源は、基金繰入金、繰越金、ごみ処理手数料等と一般財源でございます。

44頁をお願い致します。頁下のほうになりますが、目 3. 財産管理費は3億4,055万4千円。前年度比595万9千円の減となっております。計上の主なものと致しまして、次の46頁、47頁の右側、上のほう、節 24. 積立金でございますが、ごみ処理施設の改良事業に伴う財源及び退職手当の財源の確保を行うための基金積立でございます。財源は、行政財産使用料及び基金利子等と一般財源でございます。

目４．残滓処理事業費は、８２９万１千円。前年度比１，４７５万円の減で、フェニックス埋立処分場の令和２年度事業負担金及び災害復旧負担金の計上で、減の理由は、前年度に事業費調整の負担金を計上していたことによるものでございます。財源と致しまして、地方債、基金繰入金でございます。

目５．シール印刷等業務管理費は、１，１９３万４千円で、前年度比１万５千円の減でございます。６市町村のごみシールと配付用封筒の印刷代の計上で、財源は市町村からの負担金でございます。

目６．第１清掃工場基幹的設備改良事業費は９９０万円の計上で、施設整備に向け長寿命化総合計画の策定を予定致しております。財源は、国庫支出金、基金繰入金でございます。

目７．第２清掃工場基幹的設備改良事業費は１３億２５４万３千円で、前年度比１０億３，３７４万７千円の増でございます。第２清掃工場を、より安全で安定的に施設運営ができることを目的として、令和元年度から３か年の継続事業で焼却設備を中心とした基幹的設備改良工事を行っており、２年目の今年度につきましては、本格的な工事の実施を予定しております。財源は、国庫支出金、地方債、基金繰入金でございます。

ごみ処理費、合計と致しましては、３０億５，９３０万１千円。前年度比１０億３，４０６万９千円の増となっております。

続きまして、款３．衛生費、項２．し尿処理費、目１．資源再生センター業務管理費は、１億７，１６２万７千円。前年度比２２万４千円の増で、主に委託料の増、需用費の減などとなっております。財源は、財産売却収入、繰越金と一般財源でございます。

次の４８頁をお願い致します。下のほうでございますが、目２．財産管理費は、１億３，５９７万１千円。前年度比７４２万円の減となっております。主な計上と致しまして、次の５１頁の上の節２４．積立金でございますが、し尿処理施設の改良事業に伴う財源及び退職手当の財源を確保するための基金積立でございます。財源は、行政財産使用料及び基金利子と一般財源でございます。

目3. 資源再生センター基幹的設備改良事業費は、4,293万2千円。令和2年度から2か年継続事業として搬入し尿量の減少、性状の変化、設備機器の経年劣化等の対策を中心に事業を実施するもので、基幹的設備改良工事費等を計上致しております。財源は、国庫支出金、地方債、基金繰入金でございます。し尿処理費合計と致しまして、3億5,053万円。前年度比2,582万5千円の増となっております。次に、款4、項1. 公債費でございますが、元金、利子合わせまして、計の欄、803万5千円。前年度比109万2千円の増となっております。第2清掃工場の改良事業債の償還が始まることによるものであります。財源は、繰越金と一般財源でございます。次に、款5、項1、目1. 予備費でございますが、前年度同額の1,500万円。すべて一般財源でございます。以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、歳入の御説明を申し上げます。議案書、戻って頂きまして、30頁をお願い致します。先に、歳出のところで財源の説明をさせて頂きましたが、科目ごとに詳細を説明させていただきます。上から、款1. 分担金及び負担金、項1. 分担金、計の欄でございますが19億1万1千円。前年度比4,037万6千円の減。各市町村からの分担金で、施設費分担金、管理費分担金、共通事務費分担金の内訳となっております。

次に、項2. 負担金は、1,193万4千円。前年度比1万5千円の減でございます。シール印刷等に伴う業務負担金で、各市町村に御負担頂くものでございます。

次に、款2. 使用料及び手数料、項1、目1. 使用料、373万5千円。主に、駐車場等の行政財産使用料でございます。

次に、項2、目1. 手数料は、ごみの一般持ち込み手数料で7,504万8千円、前年度比130万7千円の増でございます。

32頁をお願い致します。款3. 国庫支出金、項1. 国庫補助金、目1. 建設事業費補助金は、5億8,595万3千円で、前年度比4億6,023万4千円の増、それぞれの施設の改良事業交付金を計上致しております。

款4. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 利子及び配当金は、206

万5千円。基金運用の利子収入でございます。項2、目1. 財産売却収入は、202万7千円。前年度比10万円の増でございます。副産塩、屑アルミ、選別鉄等の売却収入でございます。

款5. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 施設整備積立基金繰入金は、1億1,341万3千円。前年度比7,908万4千円の増でございます。各施設の改良事業等に伴う基金取り崩しでございます。

34頁をお願い致します。目2. 退職手当積立基金繰入金は、6,316万1千円。前年度比1,540万5千円の増でございます。職員退職手当支給に伴う基金の取り崩しでございます。款6、項1、目1. 繰越金は、8,200万円。前年度比1,000万円の減でございます。前年度繰越金でございます。款7. 諸収入、項1、目1. 雑入は15万8千円。前年度比4万3千円の減でございます。款8、項1、目1. 組合債は6億6,430万円。第2清掃工場基幹的設備改良事業債、残滓処理事業債、資源再生センター基幹的設備改良事業債でございます。

以上、歳入の御説明でございます。

次に、事項別明細書のあとの頁でございますが、52頁から65頁までは職員給与費の明細書。66頁、67頁は継続費の調書。68頁、69頁は債務負担行為の調書。70頁、71頁は地方債の調書。最後に、72頁から77頁は分担金の調書でございます。まことに勝手ながら、御覧を頂きまして、説明は省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度南河内環境事業組合一般会計予算の御説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしく御審議のうえ、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（駄場中大介君）

説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

三島議員。

3 番議員（三島克則君）

よろしくお願ひ致します。私からは1点だけ、この議案外になるとは思うのですけれども、質問させていただきます。近日、東日本を中心として連日のように大きな地震が起こっておりますけれども、来るべき南海トラフが発生するのではないかということ、専門家のある一部の人は仰っておられるのですけれども、必ずや南海トラフの地震は来るとということが想定されております。そこで、こういう大きな大規模災害におきまして、必ず出てくるのが災害廃棄物処理というものがあると思います。各自治体では処理計画を策定中であるとは思いますが、よりスムーズに処理をするために、この施設が一番重要になってきますけれども、今現在、この事業組合として、スムーズな処理をするために、どのような計画を考え、また、実行されるのかということをお聞きさせていただきます。

議長（駄場中大介君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

御質問にお答えさせていただきます。よく言われます南海トラフ巨大地震等、大規模災害の発生時には人的・物的被害が非常に大きなものになるという認識は、私ども組合でも持っております。その中で、ごみ処理及びし尿処理の事業につきましては、衛生的かつ住民の生活の重要な基盤であるということも認識しておりますので、迅速に復旧・再稼働を行う必要があるということも考えております。議員仰られておりますように、災害廃棄物処理計画につきましては、災害時の廃棄物対策について、国のほうでは、平成26年3月に閣議決定された国土強靱化基本計画において、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避することが目標に掲げられており、ごみ処理施設は重要な施設として位置づけられておりま

す。また、環境省では、平成27年8月に、災害廃棄物処理にかかる経験や教訓に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法が改正されたことを受けて、廃棄物処理法基本方針において、地方公共団体は、災害廃棄物処理計画を策定することなどが明記されました。災害廃棄物処理計画とは、平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目的としております。このことから、組合関係市町村とともに、災害廃棄物処理の計画策定に向けて、準備を行っているところでございます。具体的には、令和元年度に環境省の補助事業でございます中小規模市町村の府県調整型災害廃棄物処理計画策定モデル事業に、組合も構成市町村とともに参画をし、今年度5回のワーキング会議の開催により、災害廃棄物処理計画の骨子（案）がまとまりつつあり、今年度末までに計画のモデルを完成させるところでございます。次年度以降に、順次各市町村において、独自の計画策定を行う予定となりますので、本組合も各市町村の計画の中に、災害廃棄物の処理・処分に関して、計画内容を記載させて頂く予定でございます。なお、計画の概要は、災害廃棄物対策に関して、組織の体制や指揮命令系統、情報収集、連絡体制、また協力支援体制、住民等への啓発や広報、一般廃棄物処理施設等の現況、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の把握などの項目からなる計画でございます。災害廃棄物処理計画策定の取り組み状況につきましては、以上でお答えとさせていただきます。

議長（駄場中大介君）

三島議員。

3番議員（三島克則君）

ありがとうございます。より連携を密にして、来るべき、いつになるかは分かりませんが、Xデーが来た時には、よりスムーズにごみ処理を行えるように、また、使命を果たして頂きたいということ、切にお願いを申し上げます。

まして私の質問を終わらせて頂きます。よろしく申し上げます。

議長（駄場中大介君）

他に。村井議員。

1 番議員（村井浩二君）

続いて私からも 1 点だけ質問させていただきます。新年度予算において、人件費の中で、退職手当を第 1 清掃工場で 1 名分、第 2 清掃工場で 2 名分計上されておりますが、ここ数年の定年退職者の推移を教えてくださいませんか。

議長（駄場中大介君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

お答えさせていただきます。令和 2 年度末の定年退職者は、議員仰られますように、3 名の定年退職者がございます。また、定年延長の話もございますが、現時点では、過去から申し上げますと、平成 30 年度末定年退職者 2 名、令和元年度末定年退職者 2 名、今申し上げました令和 2 年度末定年退職予定者 3 名、令和 3 年度末定年退職予定者 1 名でございます。この間、4 年間で 8 名が退職もしくは退職予定でございます。令和 2 年度全職員数 39 人から致しますと、約 20% を占める割合でございます。以上でございます。

議長（駄場中大介君）

村井議員。

1 番議員（村井浩二君）

ここで、再質問させて頂きたいのですが、なぜこのような質問をさせて頂きましたかというところ、この組合の業務としましては、ごみ処理施設、それか

らし尿処理施設の維持管理が基本にあります。設備・装置の管理というのは、本当に多種多様な状態ですので、完全に把握しておかなければならないと思います。その中で、機械の故障、トラブル、即座に対応していかなければならないと思います。そこで、退職職員さん、離職職員さん、特に定年退職の方、本当に機械の保全という意味で施設に対する知識と経験が豊富な方が、退職されることによって、設備・装置の管理ですね、その辺が手薄になっていくのではないかと思うのですが、このことを組合としてどう考えられているのか、改めてお伺いします。

議長（駄場中大介君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

再質問にお答えをさせていただきます。先にお答えさせていただきましたように、ここ4年で8名が退職もしくは退職予定でございます。定年退職になりますと、やはり議員御指摘のとおり、業務の経験が豊富な方々でございますので、組織全体としての技術力が低下することになりかねません。この対応につきましては、まず技術系の新規職員の採用により必要職員数の確保をさせて頂いております。しかしながら、職員数も必要でございますが、職員の資質も重要な事項と考えさせて頂いております。技術や経験を持っている職員が退職していきますと全体的な施設保全の技術水準が低下することも考えられますので、このことを解消するために、職員間の技術承継を日頃から念頭におきまして指導に当たっているところでございます。実際には、一概には言えませんが、技術の承継となりますと、一定の技術水準に達するまで、数年あるいは十数年かかるだろう、というふうには考えております。このことから、組合で地道に取り組みさせて頂いていることと致しまして、まず、研修をさせて頂いております。職員全体の研修を毎年4月にさせて頂き、各施設で取り組んでいる課題、情報交換などをさせて頂きながら研修を行ったり、外部

の研修に参加させて頂いたり、あと専門講師をお呼びさせて頂き、各種作業の講習会をさせて頂いたり、あるいは技術的な資格取得、免許の取得に力を入れているところがございます。また、係長級を中心としたワーキンググループを各所属から数名で構成させて頂き、ワーキンググループを開催させて頂きながら、施設の運営の創意工夫の取り組みをして頂いているところがございます。更に、経験・知識のある職員と経験の少ない職員を一つのグループにして、一つの業務や作業に当たって頂き、技術の承継に取り組んでいるところがございます。なお、現在人事評価制度を導入させて頂いておりますが、それぞれの職員に対して面接等させて頂き、ひとりひとりの技術力の向上の確認もさせて頂いているところがございます。今後も職員の技術向上に伴う人材育成につきましては、職場環境づくり、職員個人の意識改革、職員研修の推進と適切な人事管理などに努めて参りたいと考えておりますので、御理解頂きますようよろしくお願いを致します。以上でございます。

議長（駄場中大介君）

村井議員。

1 番議員（村井浩二君）

ここで、要望として述べさせて頂きます。只今局長から御答弁頂きましたように、経験のある職員さんから経験の少ない職員さんに対して、技術の継承、これは民間企業、地方公共団体にかかわらず、今日本全国、技術の継承をどうしていくかという、大きな課題に当たっているところであると思います。この組合も、もちろんそうでありますし、本当にこの組合の業務でありますごみ処理、し尿処理につきましては、住民生活に直結した、一日たりとも止めることのできない仕事でありますことは、私も十分に理解はしているところであります。また、施設でトラブルがあり、施設の運営ができなければ、本当に大変なことになります。職員さんについても、機械のトラブルでヒヤッとされたこともあったかとは思うのですけれども、いまだかつて組合の中

で、大きなトラブル・事故がなかったというのも、日頃の職員さんの管理、メンテナンス、チームワークを発揮して頂いて、この組合を順調に、運転・操業して頂くということを再現した努力の結果だと思っております。そこで、改めて今後とも、施設を良好な状況で、安全に稼働して頂けるように、更には住民の方々が安心して生活して頂けるように、職員間での技術の継承に引き続き努めて頂き、職員の技術力が低下しないように、更には技術力を向上するようによろしく願いしまして、私の質問を終わらせて頂きます。

議長（駄場中大介君）

他にございませんか。

（質疑なし）

それではこれにて質疑を終結致します。

それでは、議案第2号についての討論に入ります。

（討論なし）

これにて討論を終結し、採決致します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告についてを議題と致します。監査委員の報告を求めます。

清井監査委員。

監査委員（清井 浩君）

只今上程されました監査報告第1号、例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第1項の規定により、浦尾監査委員とともに検査を執行致しましたので、同条第3項の規定により、私から御報告申し上げます。

令和元年度10月分から12月分の出納状況の検査結果につきましては、それぞれ各月分ごとの出納報告及び証書、帳票並びに現金在高はそれぞれ符合し、正確でありました。以上、月例出納検査の結果報告とさせていただきます。なお、説明資料としましては、80頁から85頁に添付しておりますので、御参考にして頂きたいと思っております。

以上でございます。

議長（駄場中大介君）

報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。

（質疑なし）

質疑がないようでございますので、本件については終結致します。

これをもちまして、本日の日程はすべて終了致しました。

それでは、閉会を前に、管理者より御挨拶を頂きます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美君）

令和2年第1回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会に御提案申し上げました令和2年度予算を初め、すべての議案

につきまして、原案のとおり御賛同を頂きまして、心から厚くお礼を申し上げます。

先ほど、新年度予算につきまして、御審議を頂きましたが、構成市町村の財政状況も非常に厳しい状況でございますので、本組合と致しましても、最少の経費で、最大の効果を生むべく、引き続き、行政コストの削減や、更に予算執行に当たりましても、慎重に事務を進めていく所存でございますので、議員の皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございました。閉会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本日は、提出議案に対する慎重な御審議と議事進行への御協力を頂き、まことにありがとうございました。

議員各位におかれましては、これから年度末にかけて、各市町村の3月議会も控えております。公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、健康に十分御留意され、御活躍頂きますよう、また、理事者各位におかれましては、新年度予算をはじめ、本日の議会審議での議員からの意見も反映し、適正な事務の執行と、各施設の良好な運営をお願い申し上げまして、閉会に当たりましての、御挨拶とさせていただきます。それでは、これをもちまして、令和2年第1回南河内環境事業組合議会定例会を閉会致します。ありがとうございました。

（閉会 午後3時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 駄場中 大介

議 員 北 好雄

議 員 松尾 巧